

松戸市放射能対策協議会 会議記録

- 1 日 時 平成24年6月27日（水）午後1時00分開議
- 2 場 所 第二委員会室
- 3 出席委員
- | | | | | | | |
|--|---|---|-----|---|-----|---|
| | 議 | 長 | 田 | 居 | 照 | 康 |
| | 副 | 長 | 山 | 沢 | | 誠 |
| | 議 | 員 | 渡 | 辺 | 美喜子 | |
| | 議 | 員 | 末 | 松 | 裕人 | |
| | 議 | 員 | 桜 | 井 | 秀三 | |
| | 議 | 員 | 宇津野 | | 史行 | |
| | 議 | 員 | 杉 | 浦 | 誠一 | |
| | 議 | 員 | 山 | 中 | 啓一 | |
| | 議 | 員 | 二階堂 | | | 剛 |
- 4 出席理事者 別紙のとおり
- 5 出席事務局職員
- | | | | | |
|--|-------------------|---|---|-----|
| | 事 務 局 長 | 小 | 倉 | 智 |
| | 庶 務 課 長 | 戸 | 室 | 文 男 |
| | 議 事 調 査 課 長 | 染 | 谷 | 稔 |
| | 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 大 | 谷 | 昇 |
| | 議 事 調 査 課 長 補 佐 | 鈴 | 木 | 章 雄 |
| | 庶 務 課 主 幹 | 橋 | 本 | 貢 一 |
| | 議 事 調 査 課 主 査 | 窪 | 川 | 栄 一 |
| | 議 事 調 査 課 主 任 主 事 | 太 | 田 | 敏 弘 |
- 6 会議に付した事件 平成23年度放射能対策経費決算に伴う東京電力への損害賠償請求について
 (1) 損害賠償請求額の内訳について
 (2) 損害賠償請求手続きの流れについて
- 7 会議の経過及び概要 議長開議宣告
 議 事
- 傍聴議員 岩堀研嗣議員、中田京議員

平成23年度放射能対策経費決算に伴う東京電力への損害賠償請求について

(1) 損害賠償請求額の内訳について

(2) 損害賠償請求手続きの流れについて

市民環境本部長

本日御説明させていただきます内容は、平成23年度分の松戸市の放射能対策に要した費用、これが調いましたので、東京電力のほうへこれは断固たる決意を持って1件たりとも逃さないと、そういう形のものをようやく調べましたので、そのことについて御説明させていただきます。

放射能対策課長

それでは、東京電力株式会社に対する費用請求について御説明させていただきます。

資料でございますが、放射能対策に要した費用の請求について(平成23年度分)、明日手渡す予定の資料でございますが、2枚つづりのもの。それから、横A4の平成23年度放射能対策関連経費実績額(担当課別)、横A4の2枚つづり。それから、3点目が松戸記者クラブ各位、松戸市ニュース、この3点でございます。

それでは、御説明させていただきます。

今回、東京電力株式会社に対する費用請求について、平成23年度分の請求でございます。松戸市といたしましては、平成23年度放射能対策に要した金額から国等より入ってきた補助額等を差し引いた、いわゆる市の予算を切り崩した実費でございます。請求の根拠でございますが、明日手渡す予定でありますかがみ文書のこの中段。原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、損害を賠償する責めに任ずる、こちらに基づいております。

本請求に対する今後の対応について、平成24年7月31日までに書面にて回答すること、一文を加えております。

請求額につきましては2億1,653万4,070円でございます。内訳は下の表のとおりでございます。支払期限、平成24年9月28日を期限として記しております。

2枚目が内訳資料でございます。

内訳につきましては、横A4の平成23年度放射能対策関係経費実績額、こちらで御説明したいと思います。

まず、経費区分でございますが、番号で1番から9番までの実際の事業内容ごとに分けております。一番上の網かけの上の1行でございますが、左側から経費区分、これは事業ごとのくくりでございます。右に担当課。その右、執行額、これは平成23年度にかかった実費経費でございます。その右、国庫補助金(特措法)、これは除染絡みの特別措置法による補助でございます。その右、国庫補助金(モニタリング)、こちらにつきましては焼却灰の測定に関する経費でございます。その隣、委託金、こちらは焼却灰保管関係の委託金でございます。その右、国庫補助金他、これは震災復興以外の特別交付金等でございます。その右、震災復興特別交付金、この国庫補助金から震災復興特交、この5項目につきましては国等からの歳入でございます。

その右に移りまして、東電請求分。一般財源のうち一番右が東電協議済分、こちらは唯一東京電力のほうで下水道汚泥についてのみ費用が制度化されているものでございます。ですから、国からの執行額がありまして、国から入ってきた歳入、それから東電協議済分、これを除いた金額が右から2列目、東電請求分となっております。

それでは、個別の説明に入らせていただきます。

1番の測定器購入費でございますが、こちらは空間放射線測定器、積算線量計、ベクレルモニターなどに要した経費でございます。約3,796万円が執行額でございます。これから国からの補助等を差し引きまして、約128万8,000円の請求額となっております。

次に、2番、放射能対策補助金でございますが、これは先行除染した幼稚園や保育園に対して、市のほうから支給した補助額並びに町会に対して測定器補助として支出した金額でございます。こちらにつきましては約4,453万円でございますが、震災復興特交が入ってきまして、差し引き額が約513万3,000円となっております。

3番、除染対策関係費でございますが、これは公共施設、民間子供施設などの除染経費でございます。こちらにつきましては2億14万6,000円ほどの執行額でございますが、大部分、特措法絡みで国のほうから入ってきておりまして、請求額は36万5,000円ほどとなっております。

4番、焼却灰対策費でございます。こちらは焼却灰の保管、剪定枝の運搬などに要した経費でございます。執行額が約1億2,653万円でございますが、国等からの収入を差し引きまして、東電請求額は約1億902万6,000円となっております。

5番、汚泥関係経費でございます。こちらは下水道汚泥、し尿処理汚泥、側溝清掃等に要した経費でございます。執行額が約6,242万6,000円でございます。これについては、東京電力が制度化されてます協議済分967万5,000円を差し引きまして、請求額が5,275万円となっております。

次に6番、水質調査関係経費でございます。これはプール水や湧水などの水質検査費でございます。78万1,000円のうち、震災復興特交を差し引きまして、請求額は4万320円となっております。

資料の2ページ目でございます。

健康対策経費でございます。こちらは健康対策のために講演会等を行った経費でございます。執行額は48万円ほどでございます。こちらは全額東電に請求分でございます。

8番、食品対策経費。こちらは給食や農産物検査などに要した経費でございます。254万2,000円でございますが、震災復興特交を差し引きまして約23万6,000円の請求となっております。

9番、人件費でございますが、こちらは23年度、職員に要した人件費でございます。放射能対策室職員分、時間外勤務手当、特殊勤務手当、臨時職員——これは貸出受付業務などで臨時職員を配置いたしまして、その合計額が約4,721万1,000円となっております。これは全額東電請求でございます。

合計といたしまして、執行額が5億2,262万1,435円でございますが、国等からの歳入を差し引きまして、東電請求額の合計額は2億1,653万4,070円となっております。

次に、松戸市ニュースでございます。こちらは本日記者発表する内容でございます。投げ込みを予定しております。

東京電力への請求につきましては、最初の説明資料2枚つづり、この2枚、公印押されたものを、明日10時、東京電力株式会社千葉補償センター所長、それから柏支社長、あと部長職、課長職の方が見えられて、10時に本郷谷市長が直接市長室で手渡す予定でございます。

1点追加のお知らせでございますが、東京電力は本日10時から株主総会を行っております、社長が本日中に代わる可能性が大であります。現在は代表取締役社長、西澤俊夫氏でございますが、予定どおり進みますと、本日中に、新社長、広瀬直己氏にかわる予定でございます。明日予定どおり社長がかわりますと、明日手渡す文書は、この代表取締役社長、西澤俊夫様は広瀬直己様に修正して提出する予定でございます。また、今回、23年度分につきましては今回一括での請求となっておりますが、今後につきましては今年度途中、1回区切って年度内に支払われるアクションを起こしまして、1回今年度中に請求し、さらに来年の同時期に24年度分、整理、調査して再度請求する予定でございます。

東京電力への請求につきましてはの説明につきましては以上でございます。

次に、手賀沼流域下水道終末処理場の焼却灰一時保管場所に関する御報告についてお願いします。

環境計画課長

先日、新聞等で手賀沼流域下水道終末処理場を焼却灰の一時保管にするということで報道がございました。これにつきまして、経過及び概要について御報告させていただきます。

まず、資料の1をご覧ください。

こちらについては、手賀沼終末処理場決定までの経過でございます。簡単にこの経過を御説明いたします。

昨年3月11日、大震災が発生し、福島第一原子力発電所が爆発を起こしたことによって、6月から7月にかけて、松戸市、柏市、流山市等の焼却灰から8,000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されました。このため、この灰につきましては環境省の通知に基づき全量敷地内に保管せざるを得ないという状況になりましたので、8月31日に4市1組合連名で、千葉県に対し、灰の一時保管場所の確保を要望いたしました。これに対しまして、10月31日、千葉県から手賀沼終末処理場を一時保管場所としたいとの提案があり、その後についてはこちら記載のとおりでございますが、関係市で協議を重ねたものの、保管場所のある印西市、我孫子市の強い反対がある中、3月30日に環境省のほうから「指定廃棄物の今後の処理の方針について」が公表されました。この主なポイントでございますが、右欄に記載のとおり、①として、まず、国は今後3年程度を目途として、最終処分場の確保を目指す、②として、最終処分場を建設する必要がある場合には、都道府県ごとに国有地も含め複数抽出し、現地調査等を行った上で、国が立地場所を決定する、④としまして、その場所の選定は9月末までに行うというものでございます。その後、4月26日に県が印西市議会に説明会を開催いたしました。

次のページをお願いします。

5月21日には環境副大臣が県知事を訪問し、国が最終処分場を県内に建設す

る方針を伝え、県に対する協力要請がございました。その後、6月9日に、県が手賀沼処理場周辺住民に説明会を開催いたしました。詳細については右側に記載したとおりでございますが、対象者は処理場から半径200メートル以内にある我孫子市、印西市の3町会、約220世帯で、当日は対象者42名、その他86名の参加があったとのことでございます。この結果を踏まえ、6月14日、知事が環境大臣と会談し、平成26年度末に国の責任で県内に最終処分場を設置するとの方針を確認し、6月18日に手賀沼処理場内に一時保管施設を建設するということを表明したものでございます。

次に資料3をご覧ください。

この資料につきましては県が作成し、6月9日の周辺住民説明会において配付されたものでございます。

右下にページが打ってございます。3ページをお開きください。

3の一時保管場所の予定地でございます。処理場全体図がこちらに示されております。保管予定場所につきましては、処理場の右端に位置しますこの三角で囲まれている約2万平方メートルのエリアでございます。

(「資料がない」という声あり)

市民環境本部長

議長、お時間も貴重なものですから、先に説明した東電の請求に関する御質疑等ございましたら、資料が調い次第また御説明させていただきますので、お願いいたします。

【質 疑】

宇津野史行議員

まず1点、基本的な認識から伺いたいんですが、今回、東京電力に対して費用を請求する、求償をするという形で、その一番最初のページに原子力損害の賠償に関する法律に基づいて請求するんですよという話なんですが、その際に、いわゆる免責といいますか、もう天変地異だったらしょうがないよというような免責の規定もあると思うんです。東京電力なんかは、「天変地異だから」という話で立場を主張しようとしている、これからやりとりもあるわけですが、やはり松戸市としては、天変地異だったら損害を賠償しないという話になるわけですが、そうではなく、天変地異ではなく人災なんだと、だからしっかりと賠償責任をすべきなんだという立場でなければ請求できないわけですから、そういう立場であるというふうに認識を確認させてください。それがまず1点です。

それから、一遍に聞いちゃっていいのか、基本的な認識だけまず先に聞いていいのか、どちらになりますか。

田居照康議長

では、基本的なところだけ。

宇津野史行議員

はい。では、ここだけまず独立して聞きます。

放射能対策課長

原子力損害賠償法にはその免責の記載もあるわけなんですけど、東京電力はやはり災害にも備えなければいけないということで、そういった考え方に基づきまして、人災であるということで請求する意向です。

宇津野史行議員

ありがとうございます。人災でなければ請求できないわけですから、当然人災であるというところで請求するということを確認しました。

そうしましたら、まず伺いたいことですが、順番が前後して申しわけないんですけど、まず次のページ、資料の二つ目です。一覧表が載っています。これの四角の中の下から三つ目、健康対策経費ですが、特殊健康診断費ということで13万6,542円が計上されています。これは、検診を何回なのか何人なのかよくわかりませんが、どういった金額になるのか。つまり1件当たりが知りたいなということでの質問だと思っていただければ結構です。

次なんですけども、次のページ、今度は細々数字が書いてあるほうですが、上からやっていきます。測定器購入という部分ですけども、おおむね3,796万4,502円について、特措法に基づく国庫補助があるんですけど、逆に言えば一般財源から出さざるを得なかった部分、東電請求分としてある部分というのは一体何がどう認められなかったのかということについて。なぜ認められなかったのかということについてお聞かせください。ほかの人も聞くでしょうからあれでしょうけども。

それから、同じくこの2番です、放射能対策。震災復興特別交付税のほうで認められない子育て支援課の分がかなり多いわけですけども、何が認められなかったのかということをお聞かせください。特別交付税では認められなかったから認められない分を東電に請求するわけですよ。何が認められなくて東電に請求せざるを得なくなったのか、理由をお聞かせください。

それから、同じく8番、食品対策に関してです。これの教育総務課のほうでやはり――あとは保健体育課ですか、認められないものがあるわけですが、何が認められて何が認められなかったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

では、とりあえずそれだけをまず聞きたいと思います。お願いします。大体聞きたいことはそれぐらいですけど。

環境計画課長

クリーンセンターで1万ベクレルを超えるセシウムを扱うということで特殊健康診断が義務づけられていると。対象者として11名。23年度につきましては8月と12月に実施しております。内容については問診ですとか血液検査等、この規則に定められている項目について実施しております。

放射能対策課長

測定器につきまして、国のほうから特措法で認められた部分と認められない部分というのは、基本的に除染目的のための測定器購入ですと認められます。管理目的などで購入した測定器というのは特措法では認められないという区分けになっております。

それから、特交でも認められなくて、差額請求に関してなんですが、こちらにつきましては、一たん各課から上がってきた段階では経費としてかかっていたものなんですが、2月の終わりぐらいで一たん締めて算定したわけですが、その後判明した金額をすべて今回の請求に乗せております。

宇津野史行議員

それは2番の子育て支援課の463万1,197円についてということですか。私が伺ったのはその部分です。特別交付税でかなり認められているけれど、2,600万円認められているのに、残り463万1,000円が認められていないのはなぜでしょうかということですよ。

放射能対策課長

当初、決算見込みで一たん算定したのですが、その後、決算といたしまして差額が生じた分を東電に請求しているということですよ。

宇津野史行議員

増えたということですね。

放射能対策課長

はい、増えたということですよ。ちなみに、特措法絡みの補助金につきましては期限が2月17日でしたので、そのあたりで切って、その後、特措法につきましては差額が生じております。あと、食品の関係の経費につきましても、やはり同様に差額が発生しているということでございます。

宇津野史行議員

ありがとうございます。要は締め切りがあって、その締め切りの前と後とでお金の出所が違うというか、締め切る前だったら、この……。

放射能対策課長

当初、見込みで請求した部分がありまして、その後、正確な決算を出したところ、差が生じたということでございます。

宇津野史行議員

そうすると、具体的に子育て支援課の震災復興特別交付税2,613万9,914円と東電請求分の463万1,197円については、本来すべて震災特別交付税でもらってもよかったものですか。けれども、何かしらの理由で——その何かしらの理由はもう一回御説明いただきたいんですが、個々の東電請求にせざるを得なかったということに理解していいのかということですよ。

財政課長

基本的に、やはり事務的な問題ですけども、まず震災復興特別交付税のほうは1月11日が調査票の締め切りでありましたので、それまでの実績額と、それからその時点で見込まれる額についてはすべて特別交付税のほうで申請いたしました。その後の子育て支援課の分ですけども、私立の幼稚園でその後も除染をや

っていたということで補助金を出した分がこの追加であったということで。今回、松戸市の東電への請求の基本的な考え方というのは、国の費用で賄われなかった分、ほかの特定財源で賄えなかった分の残りを全額東電に請求するということです。ですからこの今の2番の差し引きの残り分も東電請求になると。ただし、これが復興特交でも見られる経費かどうかというところが疑問だと思っんですけども、見られる可能性はあります。

あと、新年度になって請求の機会があれば請求したいと思うのですが、今回は東電に請求いたしますので、東電からはこの全額をいただければ、これは松戸市としては市費の投入はないので特交の申請もいたしませんけども、もし仮にここが漏れたとすれば特交のほうで申請していきたいと思っます。

宇津野史行議員

ありがとうございました。

時間もありませんし、あまりここで聞くことはできないんですが。まず1点は確認の意味です。健康対策の特殊健診13万6,542円については、11名に対して2回ずつ行った。ということは、1件6,000円とかそういうふうに単純に考えて6,000円ぐらいというふうに考えて、その理解でいいのかどうかということ。これもわからないので確認です。

それから、東電へ今回、先ほどのお話、復興特交に今後盛り込まれるというか、今後そういうことが開けてくる可能性はあるんだという話がありましたが、東電に請求しちゃっているんで、そっちの道が開かれたからと、けども東電に請求しているんでということにはならないで、道が開かれればそこに請求するんでしょうねというか、それだけです。お願いします。

財政課長

今回、松戸市が東電に請求する文面を見ていただけるとわかるんですが、回答期限を7月31日というふうにさせていただいています。復興特交のその事務的な手続はその後に始まりますので、その結果を見まして判断をさせていただきたいと思っます。

宇津野史行議員

わかりました。では、健診だけお願いします。

環境計画課長

特殊健康診断の関係でございます。これにつきましては、先ほどクリーンセンターというお話で11名と申しましたけれど、それ以外に日暮クリーンセンターですとか和名ヶ谷クリーンセンター等の職員も実際受けてございます。これは8月についてでございます。それが8月については23名。単価が、検査料金、1人当たり3,170円でございます。

宇津野史行議員

それだけわかれば十分です。

環境計画課長

あと、12月については8名ということで、合計受診者37名掛ける先ほどの3,170円と、あと消費税ということになります。

宇津野史行議員

ここで聞くことなのかどうかわかりませんが、何か異常というか、何かデータがどうだかというようなことというのは、何か特段あったのかどうかというのは。つくってなきゃ、別に後で全然構わないので。

環境計画課長

これは、当然医務室あるいは産業医のほうではその結果は存じていますが、私のほうでは、個人情報ということもありますので、それは適切にそちらで指導、問診等をしている、聞き取り等をしているということで伺っております。

宇津野史行議員

わかりました。ありがとうございました。

山中啓之議員

一つ目は内訳なんですけれども、いただいた資料の内訳が、これ以上のものというのどこかで松戸市見られるのでしょうか。今、宇津野議員が一部、その内訳ですとか算出根拠をお聞きしたと思うんですけれども、この全部というのは、明日以降、議員あるいは市民になるべく公開したほうがいいと思うんですけれども、それはどこに資料を求めればよいのか。局所的なお答えではなくて全体的なこういう体系的な、かかった金額ですとか、今までの内訳を全部ちょっと押さえておきたいので、公開のお考えについて教えてください。それが1点。

2点目は時期についてなんですけれども、流山市ですとかほかの市はもう結構既に事前に請求を済ませていますよね。この時期になった理由と、基本的に満額請求されているという考えで、要は震災復興特別交付税とかでできなかった分を今基本的には全部乗せて請求されているということでしたけど、これは何か他市を参考にされましたでしょうか、もう既に出されたところ。あるいはその算出過程ですとか、基本的にどの市も一律同じように満額乗せているという認識ですけど、違ったら教えてください。あるいは松戸市だけちょっと他市とこういう傾向が違うからここだけは押さえておいてほしいというポイントがありましたら教えてください。なければいいですよ。流山市の職員がやっても柏市の職員がやっても同じようにこの考えでやれば算出根拠同じ額になるよねというのか、松戸市は意図的にこういうところはちょっと変えているよというのがあるのかないのか、その2点だけお願いします。

放射能対策課長

まず1点目、公表についてですが、明日実際に請求を手渡す予定ですが、その後、明日中にこの請求分と2枚目の資料、こちらについてホームページでアップする予定でございます。

それから、時期についてなんですけど、時期ですとかこの請求のやり方というのは各市それぞれ考え方が違っておまして、先に行った近隣市ですと、差し引き

ではなくてかかった経費をどんどん請求している。ですから、特措法で入ってきた金額と東電に請求した額がダブっているという市もあります。それに対しまして、松戸市は23年度までにかかった経費から差し引いて決定した金額から、国等によって入ってきた金額を差し引いた純粋な差額を請求しているということで、少し考え方でずれておられます。

山中啓之議員

1点目は、これは東電に請求するこの2枚しか渡さないんですか。この内訳とかは、例えば測定機器が百二十八万八千幾らとか。その内訳はと求められたり、そういう資料は例えば共有できないんでしょうかというのが1点。

もう1点、時期についてなんですけど、差し引きではなくかかった経費をどんどんほかの市はかぶせているところもありますけど、松戸市は差し引いている。それはそれでいいと思うんですけど、なぜそうしたのか。それを見込んでほかの市を参考にされたようなことがあるのか教えてください、考え方が違う理由を。

要は、多分ですけど、ほかの市はたくさん請求したほうが——わかんないですけど、減らされてもこれぐらい来るだろうという、損はない、取りっぱぐれはないという一般的な素人考えでは思えるんですが、松戸市がそう正確に出したほうがもらえるというか、時期は遅れても円滑に事務が進むと御判断されたのか、その理由を教えてください。また、学んだことがあれば、他市を参考にしたことがあれば。

放射能対策課長

請求についてはこの2枚だけでございます。それ以上詳しい内容というのは、現段階では出さない予定です。

それから、なぜ差額かということですが、重複した場合というのは国から入ってきた補助金については返すという手続になります。こういった、事務的に合理的なのはやはり差額を1回で請求するということが合理的だという今回の考え方で。それから、あと23年度というのは、追加、追加が繰り返された予算で行ってきたということがございまして、非常にそういった混乱もありましたので、一たん23年度分できれいに整理して今回請求したという考えでございます。

山中啓之議員

他市から学んだところとか参考にした考えとか、算出の過程でありますか。

放射能対策課長

他市から学んだことという点につきましては、各市請求の都度ホームページなどで公開はしているわけなんですけど、東京電力に対しての姿勢、考え方というのは同様の姿勢で行っていくと、断固とした姿勢で行っていくということだと思います。

山中啓之議員

最後にしますけど。わかりました。情報公開に関しましては市民の方が大変関心が高いのは言うまでもないので、なるべく公開して安心させてあげる方法をとって鋭意公開してください。

あともう一つ。これは執行部の皆さんにお願いですけれど、見せ方というのは大変重要です。これ、放射能の対策ですとか除染に関しては、松戸市だけでなくもう日本全国一律でやるべきだという御意見も本会議の一般質問なんかであったように記憶しておりますけれども、事実上、その実態として違う算出の根拠、今おっしゃったようにやっていたら、松戸市はこんなにたくさん除染費用とかいろいろかけているのに、少ない請求額だと誤解を招く恐れがあるんじゃないかと思うんです、松戸市しっかりやっているのかと。ほかの市がもっと高く請求していたら、ほかのがもっとやっているんじゃないかというような、例えばですけど、そういった誤解があると損なんです、松戸市は。そういうのもないように、そういうところも詳しく説明するために、やっぱりある程度内訳が、これ以上に中身がわかるようなものが、見たい市民には常に調べればわかるという状態をなるべくアクセスしやすいように担保しておいていただけるとありがたいです。

今おっしゃったような、そのかかった経費だけ差し引いて、しっかり合理的なんだよというそういう意思もあわせてお伝えいただけるかどうか、いただけると嬉しいんですけれども御検討ください。

田居照康議長

それでは、資料が整いましたので、ちょっと質疑は一たんここでやめていただいて。では、引き続き説明のほうをお願いします。

環境計画課長

申しわけありませんでした。資料1に沿った経過をお話ししたところで途切れてしまいました。資料3、こちらについて御説明いたします。

この資料につきましては、県が作成し、6月9日の周辺住民説明会において配付されたものでございます。

3ページをお開きください。

3の一時保管場所予定地でございます。処理場全体図が示されております。保管の予定場所につきましてはこの処理場の右端、三角で囲まれている場所、約2万平米のエリアでございます。ここで、①から④につきましては、次のページにあるんですが、空間線量の測定地点でございます。なお、各市の保管量でございますが、上の2に記載のとおり5月末現在で、合計、焼却灰が5,122トン、剪定枝が9,992トンとなっております。また、松戸市の保管量についてはこちらに記載のとおり、飛灰につきましては344トン、剪定枝につきましては1,157トンでございます。

次に4ページをお願いします。

4の処理場敷地境界の空間線量、こちらについては記載のとおりでございます。先ほどの①から④の地点における線量でございます。

5の予定地、こちらにつきましては、これもやはり記載のとおりで、保管可能量は2,500トン。この保管量につきましては全市で発生する1年分と見込まれているというようなことでございます。

次のページ、6、7につきましては記載のとおりでございます。

続いて6ページをお願いします。

利用に当たっての基本的な条件でございます。この利用期間につきましては、

平成26年度末ということで予定されております。終了後は、26年度末には原形復旧するという条件がついてございます。

9の運搬・一時保管については、こちらは記載のとおりでございます。

次に7ページ、10の一時保管施設の概要でございます。

保管施設はこちらのイメージ図で示されたとおり、コンクリートの床の上に鉄骨製のこの仮設倉庫を建設するというものでございます。また、周囲にU字溝を敷設し、雨水の浸入防止を図るということでございます。

次に、倉庫の大きさ及び灰の保管方法につきましては8ページをご覧ください。

この保管方法につきましてはまだ例ということでございます。今後、この具体的な内容について詰めていくこととなります。こちらでは、フレコンバッグを2段置きにするというようなこと、サイズについては上に書いてありますとおり横幅30メートル、縦15メートルというテントを想定しているようでございます。

最後、次のページ、9ページをお願いいたします。

先ほどの三角の場所に保管するこの倉庫の設置のイメージ図でございます。テントにつきましては、これは順次建設し、図に記載のとおり最大で15棟、こちらで1年分の発生量を保管するというのを考えてございます。

最後、11番になります。一時保管施設からの距離でございますが、こちらは記載のとおり半径200メートル程度で先ほどの民家、あるいは町会があるということになります。

県の説明した資料につきましては以上でございます。

次に、資料2をご覧ください。

資料2の、1ページ目につきましては、今資料3で御説明しましたものを箇条書きで記載してございます。

2ページ目をお開きください。

今まで示されている県の考えに基づきまして、今後、やはり使用開始までに協議、解決しなければならない課題、一応4としてまとめさせていただいております。例えば、いつから搬入できるのかとか、あるいは本市の搬入量は、あるいは搬入方法は、あるいはその経費はなど、まだ大きな課題ありますので、今後はこれらにつきまして県及び関係市と協議してまいります。

放射能対策課長

続きまして、広報まつど特集号について1点、連絡事項でございますが、5月10日の本市議会放射能対策協議会の説明で、7月下旬に配付いたします民有地除染に関する広報まつど特集号、4ページを予定しているという御説明をさせていただいたところですが、その後、紙面充実と簡便な手続のために、紙面の中に詳しい説明や申請用紙、送付用封筒などを紙面に入れるなどいたしまして、計8ページに紙面が増えることになりました。

以上、御了承のほどお願いしたいということで、お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【質 疑】

桜井秀三議員

もう一度確認ですが、要するに執行額、全体で5億2,000万円のうち約3億

2,000万円の補助金で、残りの2億1,600万円、これが東電に請求するという
ことで、総額が5億2,000万円だということですね。

その中で、優先的にこれは払ってもらわないと、7月31日ということですが、
これはぜひ他の市と一緒に。松戸市だけ先に払ってくれと、これいかない
と思うんですね、他市との話し合いでどうなっているのか。東葛、特に水元ま
で行っているようですが、ぜひ優先的に今年度中に何とかできるように努力して
もらいたいと思います。他市と一緒にの共同歩調というのはできているんですか。
これがまず第1点。

それと、従事者の37人の血液検査をしているような話をしていましたけど、
血液検査で何が――血液の中に放射線がいっぱい入っているということでお話
があったのか。私も松戸で一番放射線の高い江戸川の河川敷で、けさも草刈り、
毎日やっているんですが、一番影響があるのは私だということに思うんですけど、
血液検査で何がわかるのか、そこら辺ちょっと知っている方は教えていただきた
いなど。一番最初に死ぬのは私ですから、それは構わないんですが。

それで、あとはホットスポットです。これ大体0.23マイクロシーベルト以上
だと思っただけですが、松戸でホットスポット――ホットゾーンと言ったほうが私は
いいと思っただけですが、何カ所ぐらい把握しているのか。要するに、測ってくれ
と言われて、非常に高いというのが松戸市内に――測っていないところももちろ
んあると思っただけですが、今、対象件数、総数が何個あるのかということがわか
ったら教えてもらいたいと思います。

それで、要するにこの間も聞いたんですけど、松戸市立病院のほうでも子供に
異常があったとか、何か皮膚にしみができたとか、これは放射線の影響だなど断
定できるようなそういった症例なんかはこちらのほうに入っているのか。入っ
ているんだったら教えてもらいたいなど。

合計4点です。お願いします。

放射能対策課長

まず、松戸市として先にできるだけ早く支払っていただけるようにというこ
とですが、文面で、7月31日までに書面で回答することを求める。それから支払
い期限を9月28日ということをお知らせしております。これは他市の請求文書には
なかった一文でありまして、これにより強く断固とした姿勢で請求を行って
いくというものであります。

それから、東京電力のほうから焼却灰の分については既に支払いの出ている近
隣市もありまして、焼却灰については比較的先に支払っていくということをお
知らせしております。

それから、ホットスポットの関係なんですが、私有地測定というのを、測っ
てくださいという希望があったお宅に対して放射能対策課が出向いて、私有地測定
も12月から開始して300件近く行っているんですが、このうち0.23マイク
ロシーベルトを超えた比率というのが約2割程度でございます。地域でどの辺が
ホットスポットということに関しては、ちょっと現在取りまとめ中でございます。
あと血液と……。

桜井秀三議員

白血球が足りなくなったとか。

環境計画課長

この特殊健康診断につきましては電離放射線障害防止規則、この第56条で定められている項目でございます。

内容につきましては、まず被曝歴の有無の検査ということで、これは問診でございます。2点目として血液の一般検査。今お話しのありました白血球ですとか赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット値、血小板、白血球の百分率等の血液の検査を行います。3点目として白内障に関する目の検査ということで、これは問診を行い、異常があれば検査をするというようなことです。4点目として皮膚の検査ということで、これも問診。異常があれば検査をするということになっております。以上の4項目について検査をし、その結果については産業医等が判断をしてということになります。

放射能対策課長

それで、他市との共同歩調はどうかということですが、国に対しては県内9市の連盟で要望というのをやっているわけなんです、東京電力に対しては共同歩調というのは行っておりません。各市でそれぞれということでございます。

桜井秀三議員

各市ごとにね。でもそれで、たまには連絡して。こういうときだから、それ思いは同じなんだから、ぜひ。それは指示がないと動けないと思いますけどね。本当、自分だけやりました、東京電力は自分だけもらいましたと、借金取りじゃないんだから。宝を独り占めにしないように、ひとつ仲良くというのもおかしな話だけど、いい結果が出るようお願いしたい。

血液検査のことですけど、では、ヘモグロビンだか白血球だか知らないけど、異常になった従事者というのは、医者の方からこれは危ないよとか、異常に白血球が減っているとか。ふだん普通の人の、出るじゃない、異常があれば。

環境計画課長

正常値の幅というのですが、そういうのが示されていて、それを超えれば当然異常ということにはなると思います。

桜井秀三議員

なると思うけど、あなた医者じゃないからわかんないと思うけど。いたのかーいらないんでしょう、まだ。

宇津野史行議員

直ちに影響はないんですよ、まだ。

桜井秀三議員

まあ、おれは3年じゃないー3年の影響ないからよくわからないと思うけど。

末松裕人議員

先ほどの求償の部分で。

まず、考え方ですが、これはもう最大限盛り込むべきものは盛り込んであるという数字だという理解でよろしいですね。

放射能対策課長

はい。

末松裕人議員

一つだけ。全体の求償のスキームの確認ですけれども、国のほうは特措法で補助金で措置したものを除いては、あとは自治体等でやってくれという、基本的にそういうスタンスでしょうか。というのは、例えばこれ、部長もいらっしゃるので、東電が出してくれているという例もあるようなので、それはそれで結構ですけれども、廃棄物に関して自区内で処理ができない、手に負えない廃棄物の処理責任というのは、本来国に行くものじゃないかと思えます。そうすると、国に対してきちんと自治体としてはその後どう求めていくということが制度上の筋であって、それがばらばらにかかったものだからもらうという格好で、出してくれているからいいようなものの、そういうところをきちんと対応して行って、求償をするということは、求償額を確保するという執行責任が生じますので、その辺も含めてやはりきちんとした対応、筋を通した。――落ち着いてとは言いません、これだけ大変な状況ですから。しかしながら、そういったものは、何かちょっとばらばらとした感じがあるのですが、その辺については見解はいかがですか。

環境計画課長

議員の御指摘のとおりだと思います。まず、国のほうでは、焼却灰につきましては、灰の保管とかそういったものについては国が出すという明確な態度を示しています。ただ、そこに付随する剪定枝の保管とか、何かそこに付随する部分についてはなかなか国のほうでは明確な責任を果たしてくれていないのが実情です。その分は、逆に今度東電のほうに国が投げかけていまして、東電が灰についての賠償の基準づくりをしております。本来基準ができていれば各市足並みをそろえて基準どおりに請求できるのですが、基準がない状態ですので、少し桜井議員にも御答弁したとおり各市がばらばらの今請求をしている状態になっております。そういった意味では、今後、各市が共同の歩調をとるとというのが、その基準に対しての要望とか、おかしな部分の訂正については各市が一丸となって東電に基準づくりを見直すような、そういった働きかけは今後していきたいと思えます。

山中啓之議員

大きく1点ですが、一時保管場所についてお伺いします。

一時保管場所は、先ほど、大きな課題はまだ決まっておっしゃったとおり、その運用にかかるコストですとか配分ですとか日程ですとか、全くその重要な中身が決まっておらず、とりあえず手賀沼の最終処理場のところが、場所が決まりましたよと、6月18日の報道で、それが確認されたただけなんです。

肝心なところとしまして、2,500トンしか保管できないんですけど、これだけの焼却灰だけでも、柏市だけでももうキャパオーバーですね。うちは比較的この5団体の中では一番少ないところですけども、今後、協議で決められるんで

しょうけれども、まず、この協議というのはいつどういうスケジュールでどこでやっていらっしゃるんでしょうか。それは公開されるんでしょうか。されないとした場合、我々議員もやはりもう報道を待って、一般の人と同じように、市民と同じように決定事項の報告ということになるんでしょうか。

もう一点は、今回、地元我孫子市議会で全会一致の反対が出たんですが、いろんな配慮が必要な案件だと思うんです。先ほども放射能の求償に関して請求根拠が違ったように、やはりそれぞれの市でスタンスが違うことが予想されますけれども、いろんなところで配慮が、必要だと思うんですけど、この協議がもし非公開だった場合、進める上で松戸市が一番少ない、今のところ、焼却灰ですけども、どのようなスタンスで特に受け入れを話し合っていられるんでしょうか。その会議、協議に臨むスタンスを教えてください。人口割りで多いのか、それとも今困っている量が多いからそれに比例配分するのか。いろんな根拠があると思うんですけど、周りを見て、松戸市としてはまずどういう思いを持って受け入れの量について考えていらっしゃるのか。その基本的な今お持ちのスタンスを教えてください。

環境計画課長

何点かございました。先ほど申しましたように、まだここを一時保管場所として決定したという段階で、県とちょっと連絡をとったりしているんですが、県のほうでも議会とかの関係かと思えますけど、特に今後の話についてはまだ出ておりません。

松戸市としては、先ほどの資料の中でちょっと入れさせてもらっていますけれども、県としては、7月以降建築確認、あるいは都市計画法の進め、7月中旬から下旬にこれを着工すると。10月から開始したいというようなことを考えているようでございますので。ただ、この辺の具体的なものは全く実は話は来ておりませんので、この、どこに入れるのかということも含めて今後協議ということになろうかと思えます。

先ほどの2,500トンという中で、では松戸市が何トンあるんだということについても、1年分ということでは聞いておりますけれど、この割り振り等についてもまだ示されておりませんので、松戸市としてはできるだけ多い量を入れさせていただきたいということは考えておりますが、毎年470トンぐらいですか、灰が出ますので、少しでもこの確保を、少しでも多くということでは考えてございます。

スタンスとしては、我孫子市等がやはり反対しているということがありますけれど、これはあくまでも1年分ということでした。26年度末までにということで、国が建設するということはありませんけど、3年間のうちの保管できるのはまだ1年分であるということですので、この保管、次の保管場所がどこになるかということも大きな協議課題かなと思っていますので。とりあえず我孫子市さんには理解をいただいた上で入れさせていただければという市の姿勢はありますけれど、この後のことについては、今後県との協議の中でうちのほうの要望等を言った上で進めていきたいと思えます。

ちょっと漠然としたお答えですが。

山中啓之議員

わかりました。了解しました。また情報提供をお願いします。ありがとうございます。

杉浦誠一議員

ちょっと確認です。先ほどの質疑の中で、東電請求分というのは1月12日締め切り以外分だということが、子育て支援課のほうの契約はそうだったような説明がありましたけども、基本的にそういうものが全部東電請求分ですか。再度ちょっと確認させてください。

それともう一点。今の保管場所の関係ですが、県の保管場所は、今、我孫子市のほうでやっているのは、進捗状況は今聞いている状況ですけれども、松戸市の保管をすと言っていたところとの兼ね合いはどういうふうに考えているのか。

2点お願いします。

放射能対策課長

まず、1月に震災復興特交につきましては期限がありまして、特別措置法の補助の期限は2月17日にありまして。差額分は全額東電に請求ということでございます、差異が生じた分につきましては。

杉浦誠一議員

1月12日締め切り分と2月17日締め切り分、締め切った後のものはこれですよということですか。

放射能対策課長

はい、そうです。

環境計画課長

手賀沼と、あと市内の保管の兼ね合いというようなことでございます。既にもう先ほど申しましたとおり、灰がクリーンセンター内、山のようになっております。これが、手賀沼ができたときにどういう条件でそこへ入れてくれるのかというのについては、まだ見えていない部分がありますが、今後発生する分についてという実は話があります。そうしますと、今たまっているものについては、できるだけそちらに持っていきたいということはありませんけれども、場合によっては仮保管場所を別に一一文字どおり仮の保管場所を市内に探す必要があるのかなということを考えており、これは部内で今、場所等を検討しているところでございます。

杉浦誠一議員

その仮保管場所というのはこの間から出ていたじゃないですか、2カ所。そのこととこれとの兼ね合いはどうですかということを知っているんです。

環境担当部長

保管場所につきましては、議会のほうに2種類。まず一つ、除染した土壌とか何かの保管場所として新松戸クリーンセンターを考えているというお話をさせ

ていただきました。あと焼却灰につきましては東部クリーンセンターの通路部分に置きたいと、そういったお話をさせていただきました。その中につきまして、これまた地元の一部の方にしか話していませんので、情報はここだけの場にしていただきたいんですけども、新松戸クリーンセンターについては今庁内で検討の部会をつくりまして、地元の代表の方とすり合わせを始めているところでございます。まだ今後時間がかかると。

次に、焼却灰につきましては東部クリーンセンターの搬入路の片側をつぶしてと思ったんですけど、調べますと東部クリーンセンターは非常に線量の低いきれいな状態の工場でございます。しかも、その保管をする予定を考えていましたところの上の部分が、小学生が通るような通路もございまして、できれば東部クリーンセンターはやはり保管場所としては使いたくないなというのを今ちょっと内部で検討しています。

そうなりますと、手賀沼に置けるようになるまで保管せざるを得ませんので、今クリーンセンターの駐車場に置いている部分を少し整理いたしまして、安全を確保して、そこでしばらくしのげるように今部内で検討をしているところです。その保管をしている間に手賀沼のほうに運べるようになると1年ぐらいは息がつけるかなと。今そういった状況ですので、御理解いただきたいと思っております。

財政課長

復興特交について、今、放射能対策課長のほうから話があったことの補足ですけども、今回東電に請求する約2億円のうち、大きい費用は4番目の焼却灰、それから5番目の汚泥関係、これで約1億5,000万円ですね。それから、9番目の人件費、これで約5,000万円近くありますので、これが金額的にはほとんどです。これについては、国の復興特交の集計項目にはなかったものですから、ですからこれが中心になると。あと、細かいところはその1月11日までに集計できなかったものの漏れ分ありますけども、大方は今申し上げたような部分で、復興特交でもらえませんが東電に請求すると。

以上でございます。

杉浦誠一議員

了解しました。

田居照康議長

では、よろしいですか。

宇津野史行議員

すみません、短く。通常こういう施設を受け入れる場合に、例えば原発であれば地元還元するような話というのがあって、それが原発利益みたいな話がありましたけど。例えばこのケース。こういうところに中間貯蔵施設、一時保管施設を置くということで、そういった地元へのメリットのようなものとか、そういうものがあるのかどうかというのはどうですか。

環境担当部長

それは、例えば一例でいくと新松戸クリーンセンター周辺の方という意味でと

らえて……。

宇津野史行議員

いえ、頭の中では手賀沼のこの場所を考えたんですけどね。

環境担当部長

すみませんでした。余計なことを。手賀沼のほうは一切考えていないと思います。そういった意味では、手賀沼に置くものには、当然我孫子市さんとか印西市さんのものも置くわけですので。置かしてもらうために何か地元に供与する、そういったものは、今のところ県で考えているという情報は入ってきておりません。

田居照康議長

では、質疑終了いたします。

お手元に、今資料をお配りしたと思いますけど、前回、末松裕人議員から話がありました他市に関する資料ということで、近隣市の除染基準の状況を配付いたしました。今後議論をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長散会宣言
午後２時１３分